

個人情報の保護に関する法律の概要

第1章 総則

1 目的（1条）

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大

→ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

2 定義（2条）（別紙1、P4）（別紙2、P5）（別紙3、P6）

「個人情報」…生存する個人に関する情報（識別可能情報）

「個人情報データベース等」…個人情報を含む情報の集合物（検索が可能なもの。一定のマニュアル処理情報を含む）

「個人情報取扱事業者」…個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く）

「個人データ」…個人情報データベース等を構成する個人情報

「保有個人データ」…個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

3 基本理念（3条）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない。

第2章 国及び地方公共団体の責務等（別紙4、P7）

1 国及び地方公共団体の責務（4条、5条）

2 法制上の措置等（6条）

- 個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報についての法制上の措置等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針（7条）（別紙5、P8）

- 施策の総合的・一体的推進を図るための基本方針を国民生活審議会の意見を聴いた上で閣議決定

第2節 国の施策（8～10条）

- 地方公共団体等への支援、苦情処理のための必要な措置等

第3節 地方公共団体の施策（11条～13条）

- 地方公共団体の保有する個人情報についての必要な措置
- 区域内の事業者及び住民への支援、苦情処理のあっせん等の必要な措置

第4節 国及び地方公共団体の協力（14条）

第4章 個人情報取扱事業者の義務等（別紙6、P11）

第1節 個人情報取扱事業者の義務 ※ 必要に応じて一定の適用除外を規定

（1）利用目的の特定、利用目的による制限（15条、16条）

- ・個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
- ・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止

（2）適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等（17条、18条）（別紙7、P12）

- ・偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
- ・個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表
- ・本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示

（3）データ内容の正確性の確保（19条）

- ・利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保

（4）安全管理措置、従業者・委託先の監督（20条～22条）

- ・個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督

（5）第三者提供の制限（23条）（別紙8、P13）

- ・本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止
- ・本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能
- ・委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項を通知している場合）は第三者提供とみなさない

（6）公表等、開示、訂正等、利用停止等（24条～27条）

- ・保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続等についての公表等（別紙7、P12）
- ・保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等（別紙9、P16）

（7）苦情の処理（31条）（別紙10、P17）

- ・個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理

（8）主務大臣の関与（32条～35条）

- ・この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収、必要な助言
- ・個人情報取扱事業者が義務規定（努力規定を除く）に違反し、個人の権利利益保護のため必要がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令等
- ・主務大臣の権限の行使の制限（表現、学問、信教、政治活動の自由）（別紙12、後述）

（9）主務大臣（36条）

- ・個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第2節 民間団体による個人情報の保護の推進（別紙11、P18）

（1）個人情報保護団体の認定（37条）、対象事業者（41条）

- ・個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理等を

行おうとする団体の認定

- ・ 認定団体による対象事業者（団体の構成員等）の氏名又は名称の公表

（2）個人情報保護指針（43条）

- ・ 認定団体による個人情報保護指針の作成・公表

（3）主務大臣の関与（46条～48条）

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収
- ・ 業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更等についての命令
- ・ 認定基準に適合しなくなった場合、命令に従わない場合等における認定取消し

（4）主務大臣（49条）

- ・ 対象事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第5章 雜則

- ・ 報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、第4章の適用を除外（50条1項）（別紙12、P19）
- ・ これらの主体は、安全管理、苦情処理等のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表するよう努力（第50条3項）
- ・ 法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととができる。（51条）

第6章 罰則（別紙13、P20）（別紙14、P21）（別紙15、P22）

- ・ 個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則（56条～59条）

附則

- ・ 公布の日（平成15年5月30日）から施行。第4章から第6章までの規定は、公布後2年以内に施行（附則1条）
- ・ 経過措置（附則2条～6条）
- ・ 内閣府の所掌事務等に本法施行関係の事務を追加（附則7条）

個人に関する情報の概念

○ 個人情報保護法

個人に関する情報	
* 死者	
* 個人識別性のない情報	
個人情報	
* 散在情報	
個人データ	
* 委託を受けて情報処理	
* 存否を明らかにできない情報	
* 短期間で消滅	
保有個人データ	

○個人情報

- * 利用目的の特定・変更(15)
- * 利用目的による制限(16)
- * 適正な取得(17)
- * 取得に際しての利用目的の通知等(18)

○個人データ

- * 正確性の確保(19)
- * 安全管理措置(20)
- * 従業者の監督(21)
- * 委託先の監督(22)
- * 第三者提供の制限(23)

○保有個人データ

- * 保有個人データに関する事項の公表等(24)
- * 開示(25)
- * 訂正等(26)
- * 利用停止等(27)
- * 理由の説明(28)
- * 開示等の求めに応じる手続(29)
- * 手数料(30)

○主務大臣による関与・罰則

- * 報告の徴収・助言：すべて
- * 報告・命令・罰則：16～18、20～27、30②
- * 直接命令：16,17,20～22、23①

○ 行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法

個人に関する情報	
* 死者	
* 個人識別性のない情報	
個人情報	
* 個人メモ等	
保有個人情報	
* 散在情報	
個人情報ファイル	
* 電算処理ファイル	
* マニュアル処理ファイル	

【行政機関個人情報保護法】

○個人に関する情報

- * 不開示情報(14条2号)

○個人情報

- * 保有制限等(3)
- * 利用目的の明示(4)
- * 従業者の義務(7)

○保有個人情報

- * 正確性の確保(5)
- * 安全確保措置(6)
- * 利用・提供制限(8)
- * 措置要求(9)
- * 開示(12～26)
- * 訂正(27～35)
- * 利用停止(36～41)
- * 不正な利益を図る目的での提供・盗用(54)

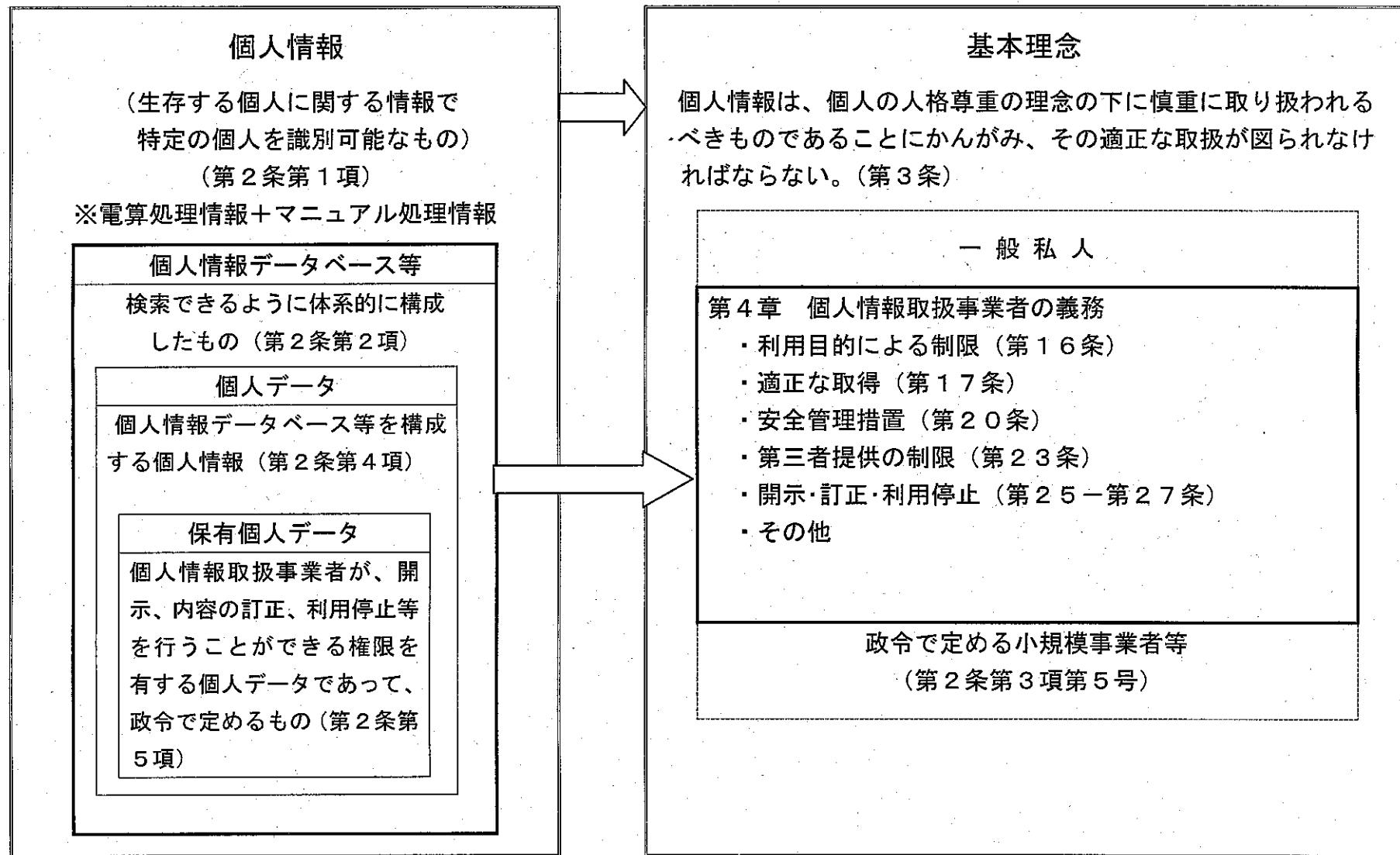
○個人情報ファイル

- * 総務大臣への事前通知(10)
- * 不正提供に対する罰則(53)
(ただし、電算処理ファイル)
- * 個人情報ファイル簿の作成・公表(11)

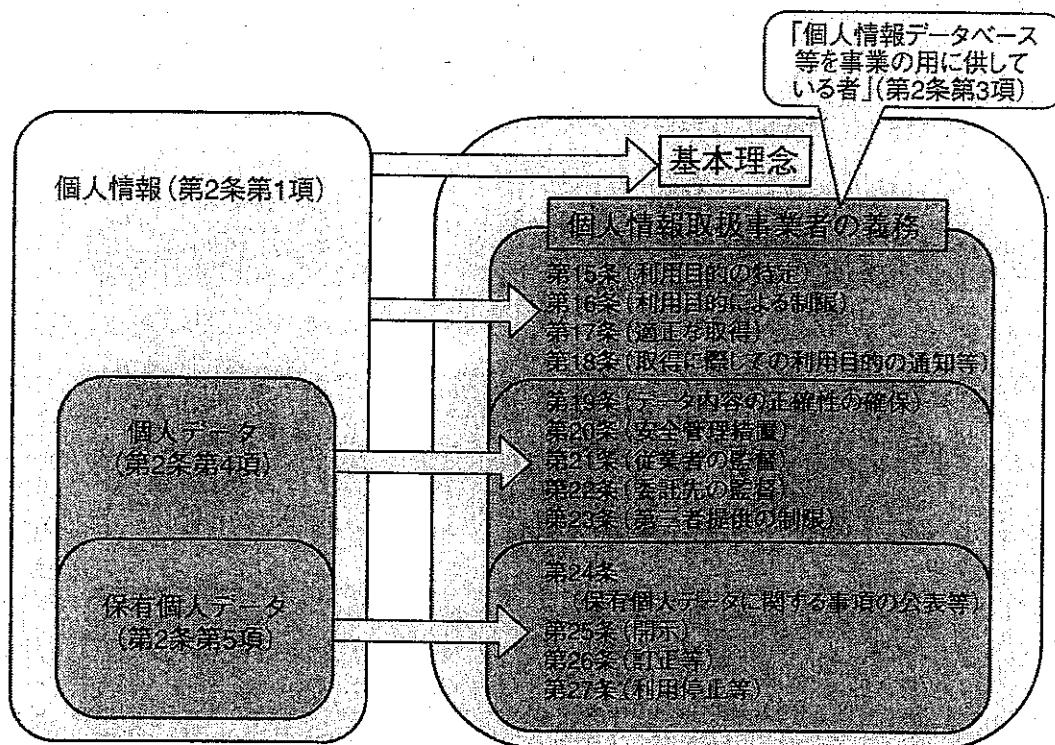
【独立行政法人等個人情報保護法】

- * 総務大臣への事前通知なし

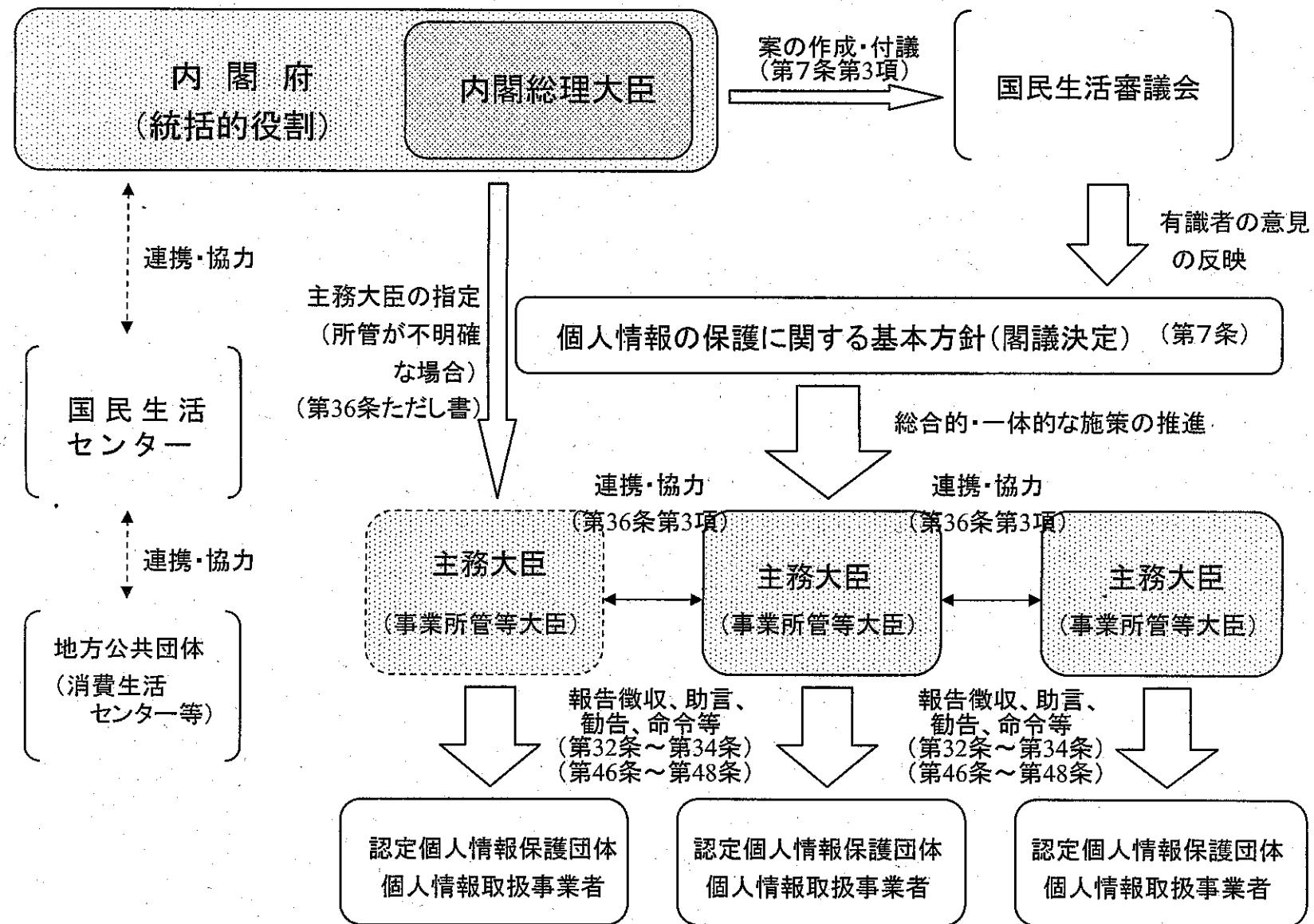
対象となる個人情報、事業者の範囲等



個人情報保護法における保護対象



個人情報保護法に係る政府の実施体制について



個人情報の保護に関する基本方針の概要

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

(理念と制度の考え方)

- 個人情報の保護に万全を期することこそが、個人情報の利用に関する社会の信頼を高め、国民一人一人がその便益を享受できる高度情報通信社会を実現。
- 各事業等の分野の実情に応じて、個人情報を取り扱う者において、自律的に個人情報の保護に万全が期されることを期待。自律的な取組に関しては、事業者、地方公共団体、国等の協力・連携が重要。

(国際的な協調)

- 法第4章の規定は、O E C D 8原則を具体化したもの。今後、具体的な取組により、実効性の確保が重要。

2 国が講すべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(各行政機関の保有する個人情報の保護)

- 法律の周知、職員への研修等により、行政機関個人情報保護法を適切に運用。

(制度の統一的な運用)

- 個別の事案が発生した場合、各省庁は、迅速に法第4章の規定に基づく措置等を検討。内閣府は、個人情報保護関係省庁連絡会議も活用しつつ、対応事例の蓄積・整理を行い、必要な情報を各省庁に提供。
- 各省庁は、地方公共団体との連絡・調整を強化するため、法に関する窓口を明確化するとともに、研修等により職員に知識を普及。

(事業分野ごとの方針)

- 法が、各分野に共通する必要最小限のものであること等を踏まえ、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを早急に検討。
- 特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、格別の措置を各分野（医療、金融・信用、情報通信等）ごとに早急に検討し、法の全面施行までに、一定の結論。

(広報・啓発)

- 内閣府及び各省庁は、事業者及び国民に対して法制度の広報・啓発をきめ細かに実施。

3 地方公共団体が講すべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(地方公共団体の保有する個人情報の保護)

- 行政機関個人情報保護法等を踏まえ、条例の制定及び見直し。

(住民・事業者等への支援)

- 地方公共団体の取組は、法及びガイドライン等との整合性に配慮することが必要。事業者等に新たな義務を課す場合には、区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要。

(国・地方公共団体の連携)

- 地方公共団体と事業等所管省庁は、基本方針に基づく各窓口を活用し、十分に連携・協力。各省庁は、必要な場合には、自ら権限を行使。

4 独立行政法人等が講すべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- 法律の周知、職員への研修等により、独立行政法人等個人情報保護法を適切に運用。

5 地方独立行政法人が講すべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- 各地方公共団体は、個人情報保護条例において所要の規定を整備。

6 個人情報取扱事業者等が講すべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- 各省庁等におけるガイドライン等の検討及び各事業者の取組に当たっては、特に、①事業者が行う措置の対外的明確化、②責任体制の確保、③従業者の啓発が重要。

7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

(地方公共団体の取組)

- 苦情の処理のあっせん等は、わかりやすく、なじみやすい対応が重要。
- 既存の消費生活センター等を苦情の窓口とし、これを軸に関係部局が連携を確保。

(国民生活センター、各省庁の取組)

- 国民生活センターは、研修の実施、マニュアルの作成により、窓口を支援。
- 苦情相談の事例を集約・分析し、対応事例集等の資料を作成。個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、各種相談機関において共有。

8 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

- 本基本方針は、情報通信技術、新事業の創出等の今後の変化に応じて見直すことが必要。
- 内閣府は、法の施行状況について国民生活審議会に報告。同審議会は、法の施行状況をフォローアップ。

個人情報の保護に関する基本方針のイメージ

基本方針は、関係各主体による個人情報の保護に関する取組の方向性を示し、その具体的な実践を要請するもの。

個人情報保護施策の推進に関する基本的な方向

- ・個人情報の保護に万全を期することこそが、高度情報通信社会の実現を可能にするもの。
- ・事業者の自律的な取組と、官・民にわたる関係機関の連携が重要。

各主体の取組み

国

- 内閣府（国民生活センター、国民生活審）
 - ・広報・啓発
 - ・苦情処理
 - ・調査研究
 - ・総合調整・フォローアップ
- 総務省（全府省）
 - ・行政機関の保有する個人情報の保護
- 事業所管省庁
 - ・事業分野別ガイドラインの検討
 - ・特定分野（医療、金融・信用、情報通信）における格別の措置
 - ・個人情報保護窓口の設置・職員の研修

連携

協力

連携

支援・
指導監督

苦情の円滑な処理

- ・地方公共団体、国民生活センター等における体制整備と連携
- ・相談員等への研修、マニュアルの作成

地方公共団体

- ・広報・相談等住民・事業者への支援
- ・苦情の処理のあっせん
- ・地方公共団体の保有する個人情報の保護
- ・条例部局、消費生活部局、事業所管部局の相互連携

支援

連携

事業者・団体

- 個人情報取扱事業者
 - ・プライバシーポリシー等の公表
 - ・安全管理・責任体制の確保
 - ・従業者への啓発
- 認定個人情報保護団体
 - ・事業分野別ガイドラインの検討

法律による必要最小限のルールと事業者等の自律的な取組みによる個人情報の保護

OECD8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応

OECD8原則

○ 目的明確化の原則

収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき

○ 利用制限の原則

データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない

○ 収集制限の原則

適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき

○ データ内容の原則

利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき

○ 安全保護の原則

合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき

○ 公開の原則

データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき

○ 個人参加の原則

自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は意義申立を保証するべき

○ 責任の原則

管理者は諸原則実施の責任を有する

個人情報取扱事業者の義務

○ 利用目的をできる限り特定しなければならない。(第15条)

○ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。(第16条)

○ 本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。(第23条)

○ 偽りその他不正の手段により取得してはならない。(第17条)

○ 正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(第19条)

○ 安全管理のために必要な措置を講じなければならない。(第20条)

○ 従業者・委託先に対し必要な監督を行わなければならない。(第21、22条)

○ 取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない。(第18条)

○ 利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない。(第24条)

○ 本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない。(第25条)

○ 本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない。(第26条)

○ 本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。(第27条)

○ 苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第31条)

* 各義務規定には適宜除外事由あり。

利用目的の通知・公表等

利用目的の特定(第15条)

適正な取得(第17条)

書面による直接取得以外の
方法の取得(第18条第1項)
速やかに、その利用目的を、
本人に通知又は公表

書面による直接取得
(第18条第2項)

あらかじめ本人に利用目的を
明示(例外:通知等が適当で
ない場合)

継続利用(保有個人データ)(第24条)

次の事項を本人の知り得る状態に置く(第24条第1項)

1. 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
2. すべての保有個人データの利用目的
3. 開示・訂正・利用停止等の手続
4. その他、政令で定めるもの

本人の求めに応じ利用目的を通知(第24条第2項)